第八十九条の次に次の一条を加える。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第八十九条の二　法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十八条の三に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約（法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項において同じ。）に関するサービスの内容とする。

第九十条第二項第六号中「移転するものとされる保険契約（以下この項において「移転対象契約」という。）」を「移転対象契約」に改め、同項第十一号中「前条」を「第八十九条」に改める。

第百五条の二の四第一号中「次条」の下に「及び第百五条の五の四」を加える。

第百五条の五の三の次に次の一条を加える。

（分割手続中の契約に係る通知事項）

第百五条の五の四　法第百七十三条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第百五条の三各号に掲げる事項、分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに分割後における分割対象契約（法第百七十三条の二に規定する分割対象契約をいう。次条第一項第六号において同じ。）に関するサービスの内容とする。

第百五条の六第一項第六号イ中「会社分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）」を「分割対象契約」に改める。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

（日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項）

第百六十七条の二　法第二百十条第一項において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第百六十六条の三に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約（法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項において同じ。）に関するサービスの内容とする。

第百六十八条第二項第六号中「移転するものとされる保険契約（以下この項において「移転対象契約」という。）」を「移転対象契約」に改め、同項第十一号中「前条」を「第百六十七条」に改める。

第二百十条の七第九項中「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」を「第二百七十一条の二十二第一項第十五号」に改める。

第二百十一条の二十九を次のように改める。

第二百十一条の二十九　削除

第二百十一条の三十第三号ロ中「すべて」を「全て」に、「千万円（低発生率保険（令第三十八条の九第一項に定める保険をいう。次条において同じ。）を含むものがある場合には、二千万円）」を「二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（以下この号及び次条第二項において「総保険金額」という。）は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（令第一条の六第五号に掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下この号及び次条第二項において「上限総保険金額」という。）を超えてはならないこと（一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等（第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下このハにおいて同じ。）の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険契約の保険期間の中途で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの間において、総保険金額は上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億三千万円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次条第二項において「特例上限総保険金額」という。）を超えてはならないことを含む。）。

第二百十一条の三十一第一項中「すべて」を「全て」に、「千万円（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合には、二千万円（当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ千万円以下である場合に限る。）」を「二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）」に改め、同条第二項中「一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人」を「総保険金額が上限総保険金額（特例上限総保険金額を含む。）」に改め、「（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合にあっては、同条第六号を除く。）」を削る。

第二百十一条の六十三の次に次の一条を加える。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第二百十一条の六十三の二　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百十一条の六十二に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。次条第二項及び第二百十一条の六十六において同じ。）に関するサービスの内容とする。

第二百十一条の六十四第二項第六号中「移転するものとされる保険契約（以下この項及び第二百十一条の六十六において「移転対象契約」という。）」を「移転対象契約」に改め、同項第十二号中「前条」を「第二百十一条の六十三」に改める。

第二百四十六条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認　三十日

第二百四十六条第一項第九号中「第百六条第四項」を「第百六条第七項」に改める。